

# 第1章 計画の概要

- 1 計画策定の背景及び目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定体制

## 1 計画策定の背景及び目的

全国的な少子高齢化や人口減少の進行に伴い、高齢者世帯の核家族化・単身化が増加傾向を見せ、また団塊の世代<sup>1</sup>が75歳以上となる、いわゆる2025年問題など、価値観の多様化や様々な社会環境の変化と相まって、地域コミュニティの希薄化がさらに浮き彫りとなり、地域の支え合いや活力の低下が顕著となってきました。

また、子どもの保育と親族の介護が同時に生じるダブルケア、家事や家族の世話などを子どもが日常的に行うヤングケアラー、高齢者の孤立や認知症、ひきこもり、障がいのある人や生活困窮者及び就労困難者の自立・就労支援など、支援ニーズの複雑化、複合化により、既存の制度や行政のみでは対応しきれない課題が顕在化しています。

これらの新たな支援ニーズに対応するため、福祉サービス等の利便性向上のほか、健康・予防医療及び介護福祉事業が連携する地域包括ケアシステム<sup>2</sup>の構築が求められております。

さらには、地域コミュニティをはじめ多様な分野との総合的な連携により、課題や相談者の属性、内容を問わずに受け止め、課題に向き合い解決へ向けて伴走的に支援していく重層的な相談・支援体制の構築が急務となっています。

当市においても、すべての市民が住み慣れた地域で役割を持ち、お互いに支え合っていく地域共生社会の実現に向けた地域福祉を推進していくために「弘前市地域福祉計画」を策定するものです。

---

1 団塊の世代: 1947年(昭和22年)～1949年(昭和24年)に生まれた世代。

2 地域包括ケアシステム: 高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制。

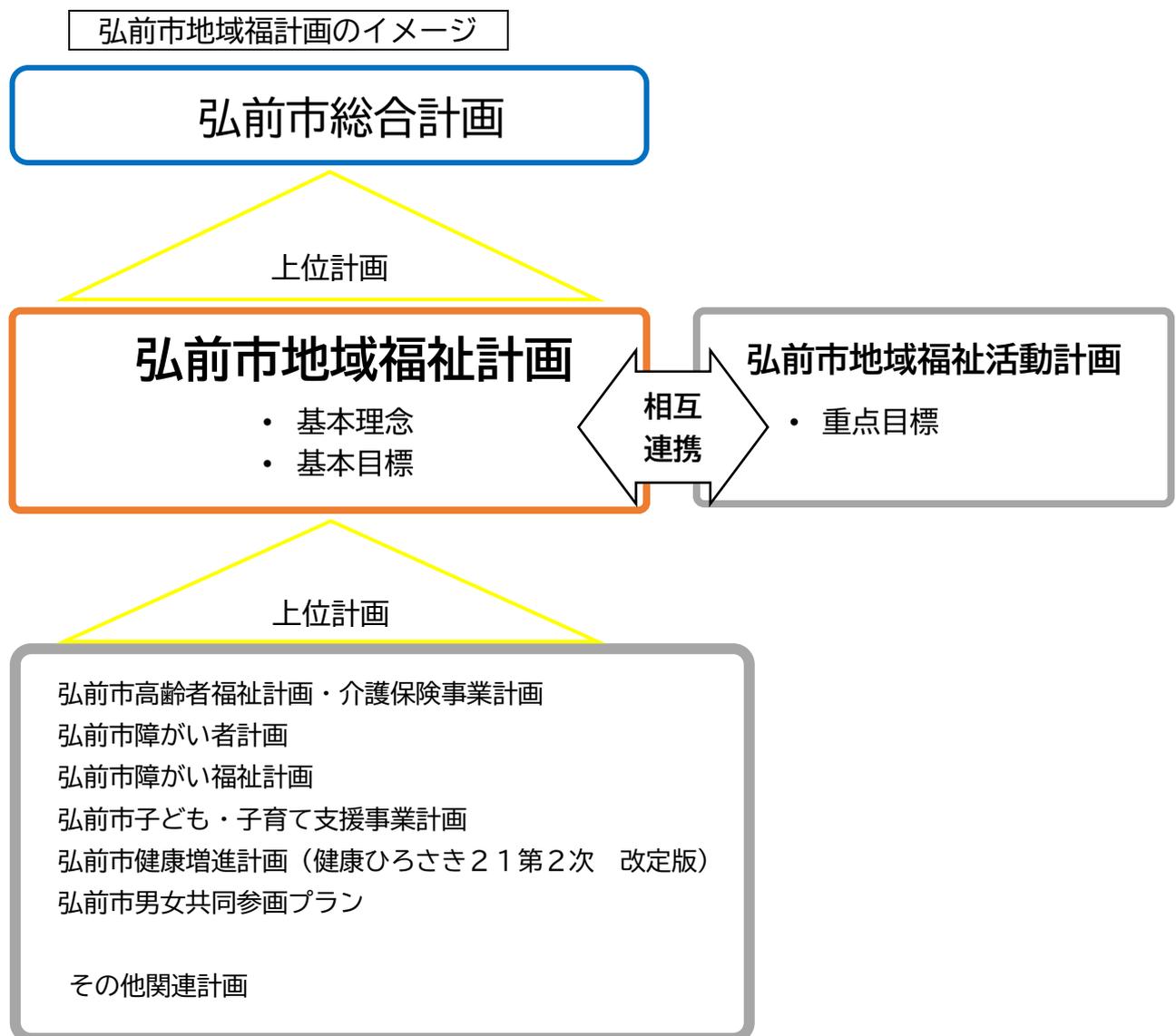
## 2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定される「市町村地域福祉計画」として策定するものです。

市の将来を見据えたまちづくりの方針を掲げる弘前市総合計画を上位計画とし、健康福祉の推進に関する各種計画と連携しながら、地域共生社会の実現に向けて社会福祉を推進するために本計画を推進します。

なお、各種計画と本計画の対象分野が重なる部分については、他の計画の全部又は一部をもって、地域福祉計画の一部と見なします。

また、弘前市社会福祉協議会<sup>3</sup>が策定する「地域福祉活動計画」<sup>4</sup>との連携も図ります。



### 3 計画の期間

本計画の期間は、「弘前市総合計画」の後期基本計画に合わせ、令和5年度から令和8年度までの4年間とします。

また、期間中においても社会経済情勢の変化や制度改正等に柔軟かつ的確に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

計画の期間		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
年度	計画名	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	弘前市総合計画									
	弘前市地域福祉計画									
	弘前市高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画									
	弘前市障がい者計画									
	弘前市障がい福祉計画									
	弘前市子ども ・子育て支援事業計画									
	弘前市健康増進計画 (健康ひろさき21 第2次改定版)									
	弘前市男女共同参画プラン									
	地域福祉活動計画 (弘前市社会福祉協議会)									

### 4 計画の策定体制

本計画の策定又は変更にあたっては、市の附属機関である「弘前市社会福祉問題対策協議会」の意見を伺いながら進めていきます。また、計画の点検、評価、見直しについても同協議会での審議を反映させていきます。

3 社会福祉協議会：社会福祉法に基づき各自治体に設置される民間非営利組織の社会福祉法人。地域福祉に関する活動を通じ、地域福祉推進の中核としての役割を担う。

4 地域福祉活動計画：地域における住民の自主的、主体的な福祉活動を進めるにあたっての指針となる行動計画。